

令和4年9月

保護者の皆様へ

京都市役所幼保総合支援室  
区役所・支所子どもはぐくみ室

# 令和4年9月以降の保育料に関するお知らせ

- ◆ **令和4年9月分保育料（利用者負担額）から、令和4年度市民税額に基づく計算に切り替わります。**
- ◆ **保育料の金額や階層に変更のある方にのみ10月初旬に通知します。**
- ◆ **保育園（所）にお通いの方について、9月分保育料の**口座振替日は10月17日（月）**です。その他の施設を利用されている場合は、施設によって納付日が異なりますので御注意ください。**

○ 保育料算定の基準となる市民税額の年度切替について

令和4年4月分～令和4年8月分	令和4年9月分～令和5年8月分
令和3年度の市民税額で算定 （税額通知は令和3年6月）	<b>令和4年度の市民税額で算定</b> （税額通知は令和4年6月）

※ 3～5歳児の全児童（満3歳で1号認定を受け、年度途中で認定こども園の幼稚園部分に入園される方を含む）と0～2歳児の市民税非課税世帯の児童の保育料は無料です。

- ◆ **保育料に関する御不明点は、お住まいの地域の区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室子育て推進担当までお問合せいただくか、京都市のホームページ（「京都市 保育料」で検索）を御確認ください。**